

研究ノート

現行夫婦財産制の問題点

三 宅 篤 子

1 はしがき

時代によって、あるいは地域によって、生活の方法や価値観が異なり、それが法に影響を与える。その中でも、夫婦財産制は、社会における、とりわけ家族における女性の地位によってその様相が異なっている。今日、国連婦人の10年の影響により、女性の地位が世界的にも向上し、ある程度の水準を得ることができるようになった。夫婦財産制の分野においても、女性の地位の向上に伴つていくつかの改正が試みられた。戦後新憲法第24条において宣言された「個人の尊厳と両性の本質的平等」という理念に基づき別産夫管理体制から完全別産制に改められ、1980年5月9日の「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」においては夫婦財産制には手を加えられなかつたけれども、夫婦の実質的平等を図るために相続法の分野において配偶者の相続分が引き上げられた。そして、1992年12月11日に法制審議会民法部会が公表した「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告(論点整理)」においては、夫婦財産契約や夫婦の居住用不動産の処分制限について検討されている。しかし、確かに、女性の地位と夫婦財産制という課題も重要ではあるが、ここで、新たに、別の角度から、夫婦財産制についての根本的な議論をすべきではないだろうか。それは、すなわち、わが国の法定夫婦財産制が完全別産制を採用しているという見解には、今日、ほぼ異論はないが、夫婦財産制と他の制度、すなわち、婚姻解消時における相続法や財産分与の制度との整合性について、十分に議論がなされていない。例えば、1980年の改正において、

議論の段階においては夫婦財産制を見直そうという動きがあったが、結果的には相続法を改正することで解決してしまった。そこで、夫婦財産制において解決すべき問題を相続法に背負わせたということによって、なんらかの支障は生じないのだろうか。また、1992年の中間報告において、財産分与における清算の基準について、財産形成に対する夫婦双方の寄与度を考慮し、その割合を2分の1ずつとすべきという意見を提出しておきながら、その数字の合理的理由については、十分に説明がなされていない。

このような状況をみると、夫婦財産制の歴史は女性の地位の向上と共に発展してきているといえるが、それに加えて今後、検討していかなければならぬのは、前述したごとく、他の制度との整合性である。本稿では、それを追究すべく、わが国と同様に別産制を採用しているイギリスと、別産制とは異なる原理を持つフランスの共通制について検討し、両制度の欠点と、それを補うべく試みられた立法的改正や理論について概観し、今後、わが国が別産制を貫いていく際に問題となりうる点について言及する。

2 イギリスにおける夫婦財産別産制

ドイツ法、フランス法等の大陸法がローマ法の影響を強く受けて、制定法主義に立つのに対し、イギリス法は、ローマ法の影響を全く受けなかったというわけではないが、基本的には、中世以来土着のゲルマン法的法を基盤に発展し、判例法主義を採用している¹⁾。イギリスには、コモン・ローと、エクティティとがある。コモン・ローというのは、1066年のノルマン・コンケスト以降、王権の裁判所が土着の裁判所の管轄を排しつつ発展した法体制である²⁾。エクティティは、最広義では、衡平・正義を意味し、次には厳格法に対立し、これを是正する意味の道徳的衡平の意であるが、特に、イギリスにおいて1875年まで存続した大法官府裁判所 (Court of Chancery) が樹立した法及びそれから発達した法の一団であるコモン・ローと区別して考えられる衡平法を示す。つまり、コモン・ローの欠陥を補正しようとして、コモン・ロー裁判所と対立するエクティティ裁判所を生じさせたわけである³⁾。

そこで、夫婦財産制の話しにもどるが、コモン・ローにおける夫婦の財産法上の地位については、いわゆる夫婦一体の原理からこれを説明するのが一般である。ここで夫婦一体というのは、ブラックストーンも、ポロックならびにメートランドも、妻の人格の夫の人格への一体化と考えた⁴⁾。このようなコモン・ロー上の夫婦一体の原理は、これによりイギリス法における夫婦のいわば身分を規定したということにもなるが、もともとイギリスでは、「身分」(status) の観念はきわめて財産的な意味あいの濃いものであった。男女のあいだの地位の優劣もまた、結局は estate (不動産権) すなわち土地にたいする支配機能の優劣の問題に帰着していた。つまり、コモン・ロー上、女性が男性に劣る地位を余儀なくされたのは、彼女が女性なるがゆえに封建法上の重要な義務を果たし得なかつたためであり、すなわち、男性を「戦闘力の単位」(an unit of fighting power) とみる封建制のもとで、土地すなわちそれに付帯する義務の細分化がかかる「戦闘力」の弱体化をもたらすことをおそれたためにほかならず、もともと「戦闘力の単位」とはみなされない女性が、それゆえに土地の世襲的承継にかんしては男性に劣後したのは、封建法のしたがってコモン・ローそれ自体の必然的に要請するところだったのである⁵⁾。

コモン・ローのもとでは苛酷な運命をしいられていたイギリスの妻にも、それを免れる途がまったくなかつたわけではない。エクィティ裁判所が古い信託の法理ユース (use)⁶⁾を用い、19世紀の半ば頃まで数世紀を要して確立した特有財産 (separate estate) の制度は、まさに妻のために財産法におけるコモン・ローの冷厳さを緩和する役割をになうものであった。この制度によれば、婚姻の前後を問わず受託者にたいして妻の特有ユース (separate use) のために与えられ、遺贈されまたはセットル (settle) された財産は、夫の支配権のおよばない彼女の特有財産となり、この特有財産にかんするかぎり、妻の契約能力ならびに遺言能力をもち、かつ自由にこれを処分しえたのである。つまり、たとえコモン・ロー上は妻が財産保有能力をもたない場合であつても、エクィティのうえでは、妻はその特有ユースのために受託者の手もと

にある財産を彼女の特有財産として保有することができた。この特有財産の制度は、のちにかのイギリス法における別産原理の確立の基礎を築くことになるのである⁷⁾。

18世紀から19世紀にかけて起こった産業革命は、生産の飛躍的な増大にともない従来の農業経済を根底からくつがえして、農民とりわけ資本制的農業に移行できなかつた小農民を大量に離村せしめ、彼等を都市の工場労働者へとかりだす役割を果たし、父または夫の家長的権威の失墜と、それゆえの「農業的な経済生活の単位としての家族」の解体とを生じせしめ、父や夫ばかりか女性や児童までもが工場へ働きにでるにいたり、とくに女性はその低賃金性のゆえに原始蓄積期の産業資本にとって重要な役割を果たした。このような大量な下層女性労働者の出現と、一方でようやく開放された高等教育による知的な女性の出現とは、彼女らの主張の間にくいちがいがみられるものの、コモン・ローやエクティティのそれまでの展開によってもたらされた財産法上の妻の地位を現実に不合理なものとして周知せしめるのに役立つ⁸⁾。

1857年頃から変化のきざしがあらわれ、1870年に「有夫女財産法」(Married Women's Property Acts) が成立し、その後、いくたびかの改正がなされるが、1935年の「法律改革（有夫女ならびに不法行為者）法」(Law Reform Married Women and Tortfeasors)において、夫婦別産制を支える三つの重要な原理、すなわち、地位と能力の平等、財産の別有ならびに責任の分離が登場し、別産制が完成する。

しかし、第二次大戦を通じて生じた住宅不足という深刻な社会問題ともからみあって、かかる厳格な別産原理にたいする再検討の機運が出てきた。そこで、1951年から1955年まで存置された「婚姻と離婚に関する勅命委員会」(Royal Commission on Marriage and Divorce)において、実質的な夫婦の平等を維持するための議論が展開された。モートン委員会と呼ばれるこの勅命委員会の過半数の者が「婚姻における組合関係(partnership)」という原理を提唱し、別産原理を維持しながらこれを修正しようとした、それに対して、少数意見は夫婦財産共通制を採用すべきことを主張した⁹⁾。

また、婚姻中の別産原理の堅持は、それのみでは、婚姻が円満に継続しているあいだはともかく、婚姻の破綻を契機に、ことに婚姻中もっぱら家事と育児につとめていた妻にとってははなはだしい不公正・不平等をまねくことになる。そこで判例法や制定法では、婚姻の破綻を契機とする夫婦のあいだの財政的用意や財産調整により、夫婦間の不平等や不公正を補正しようとした。1970年婚姻関係事件訴訟手続きならびに財産権法 (Matrimonial Proceedings and Property Act, 1970) 4条によって定められ、1973年婚姻関係事件手続法 (Matrimonial Cause Act, 1973) 24条、1984年婚姻関係ならびに家族関係訴訟手続法 (Matrimonial and Family Proceedings act, 1984) により受け継がれた「婚姻破綻の際の財産調整」の規定がそうである。

さらに、別産制の下では、夫婦各々は自己名義で取得した財産について所有権を持つが、夫婦双方がその取得に貢献した家屋や家計費からの貯蓄といったものに対する所有権がいざれにあるかは必ずしも明確ではなく、これに関して多くの判決を生じていたが、1964年有夫女財産法 (Married Women's Property Act, 1964) は、妻は、夫婦の住居の諸費用などのため、夫から手渡された金銭からの貯蓄の半額についての権利を認められるとした。また、前記1970年法37条は、夫婦一方または双方名義の財産の改良に対して金銭的に寄与を行った配偶者は、その財産または売却代金について持分を取得しうるとする。他方、家屋の占有については、1967年婚姻家屋法 (Matrimonial Homes Act, 1967) は、夫婦の居住家屋について権原を持たない配偶者にも占有権 (right of occupation) を認め、第三者に対しては1925年の土地負担法に基づく登録によって対抗することを認めた。その後1983年婚姻家屋法 (Matrimonial Homes Act, 1983) は、裁判所は一定の要件の下で、婚姻中に所有権者である配偶者に対して家屋から出していくことを命じうることを定め、また、借家人との関係でも配偶者の権利を明らかにした。

イギリスにおける夫婦財産別産制を歴史的に振り返ると、妻の人格の夫の人格への一体化という夫婦一体の原理から徐々に妻の人格が分離されていったと同時に、夫によって掌握されていた妻の財産が独立していったという過

程を見ることができる。妻が家庭の外へ出て働き、収入を得る機会が多くなったことにより、妻の財産は妻が管理するという思想が浸透するようになったのである。それとは逆に、夫は外で働き、妻は家庭で家事育児を担当するという性別役割分担の思想が根強く残存しており、そのため、夫婦財産別産制に修正を施す必要が生じ、パートナーシップ論が登場したのである。

3 フランスの共通制

フランスの共通制の歴史は非常に古く、中世前期から見出だすことができ、その起源について、ある者はガリア地方の慣習にあると述べるし、また他のある者はゲルマン地方の慣習にキリスト教の影響を付加する。共通制は数世紀を通じて諸々の風習やローマ法（5、6世紀）の観念とともに、默示の共同体（communauté taisible）¹⁰⁾のような類似の制度の影響の下に、組織や構成における様々な変化を受けていた。ローマ法が継承（12世紀）された結果、フランスにおける共通制はその影響を受け根本的に変化し、今日のように夫婦の共通財産体（la masse commune）、夫の固有資産、妻の固有資産（les patrimoines propres）の三つの財産体に分けられるようになった¹¹⁾。

フランスにおいては、夫婦の財産について特別の契約をしなかった夫婦に対して法定夫婦財産共通制が適用される。共通制は、共同体（communauté），すなわち、共通の性格を持つ諸財産の集合によって性格づけられる。婚姻中、共通財産（biens communs）は、共通要求の満足のために充当され、婚姻解消時には夫婦間で分割される¹²⁾。共同体は、権利の主体である夫あるいは妻という概念と同レベルで取り扱われることが可能であり、そこで、この共同体という概念が法人格を持つか否かが論じられた¹³⁾。

日本やイギリスが採用する別産制では専業主婦の家事労働が十分に評価されないという批判があり、そこで別産制に代わって共通制にすべきであるという主張が婦人達によってなされていたが、共通制を採用しているフランスの女性達は、別の意味での男女不平等に悩まされていた。すなわち、それは、夫の強大な管理権である。夫は共通財産体の管理権者であり、1965年の法改

正まで、第三者に対して独占的かつ絶対的に共同体を代表していた。夫は妻の協力なくして共通財産を有償でも、場合によっては無償においてさえも、自由に処分することができた。他方、夫によって婚姻中に契約された債務は、いかなる方法によっても、いかなる原因によっても、夫の固有財産に対してと全く同様に、共通財産に対して追及することができた。それ故、共通財産と夫の固有財産とは事実上混同されており、共通財産は夫の所有物であるという見解さえあつたほどである¹⁴⁾。この見解によれば、妻は婚姻中に夫が処分しなかったために婚姻解消時に残存する財産の半分についての偶然の権利、すなわち期待権しか持たないことになる。その後、男女平等を目指して夫の管理権は縮小される。まず、妻が夫と別個の職業に従事することによって取得する財産に関する留保財産 (*biens réservés*) の制度がある。この制度は、1907年7月13日の「妻の自由な賃金および世帯の負担への夫婦の分担に関する法律」によって創設され、1938年2月18日の法律によって、妻の行為能力が認められた後、1942年9月22日の「夫婦の権利および義務に関する婚姻の効果についての法律」によって民法典上に規定された。妻がその職業従事によって得た財産を妻の自由な管理・収益・処分に委ねるため、夫が管理・処分権を有する共通財産体に繰り入れずに、妻の手に留保するというのがこの制度の趣旨である。

また、1965年7月13日の法律第570号によって、妻に対して重要行為についての同意が認められた。すなわち、夫は、共通財産について、①生存者間の無償処分、②不動産、営業財産、経営、非取引的社員権、譲渡が公示に服する有体動産についての譲渡または物権の設定およびそれらの取引きから由来する元本の收取、③農事資産・商・工・手工業不動産の賃貸の行為を行うにあたっては、妻の同意を得ることを必要とし、同意なき行為は、妻の請求によって無効とされる。また、資産における動産の重要性が認められ、同法によって共通財産の範囲がそれまでの動産後得財産共通制から後得財産共通制に縮小され、それによって、夫の管理権の及ばない妻管理の財産の範囲が広くなった。そして、1985年12月23日の法律によって、ようやく夫婦は完全に

平等となり、妻も夫と同様に共同体を管理することができるようになったのである。

フランスにおける夫婦財産共通制の基本構造を簡単な言葉で述べるとすれば、次のようにいえるであろう。まず、夫婦双方の共通財産体と夫のものと妻のものという二種類の固有資産の三種の財産体が並存するが、それは、すなわち、共同体、夫、妻は、各々の財産を分類収納する三つの財布があると考えてよいだろう。共同体の財布の中には家庭の利益に関する財産が入っており、夫の財布および妻の財布の中には夫婦各自の個人的な利益に関する財産が入っている。それぞれの財布の中には、動産あるいは不動産に対する権利証が入っていることもあれば、債権者から受け取った請求書が入っている場合もある。今日では、共同体は法人格を持たないので、第三者と取引きする場合に名義人となるのは、常に夫または妻である。そこで、次のような事象が生じる。例えば、夫の個人的な債務を支払う場合、本来、夫の財布の中から金銭を取り出して弁済すべきであるが、しばしば共同体の財布の中から取り出した金銭によって支払われることがある。逆に、夫が家庭の利益のために債務を受けたならば、本来、共同体の財布の中から取り出した金銭によって弁済されるべきであるが、しばしば夫の財布の中から支払われることがある。それらは、いわば、金銭の前貸しであり、婚姻解消時には、それらを本来の財布の中に返さなければならない。(このことを償還という)。婚姻解消時には、このように、共通財産体の中にある積極財産から消極財産を差し引いて清算し、残ったものを夫婦で2分の1で分け合うのである。

フランスにおける夫婦財産共通制においては、ローマ法を継承した12世紀以来、この制度の基本構造、すなわち、夫婦の財産を共通財産体、夫と妻それぞれの固有資産の三つに分けるということに関しては変化がない。変わったのは、動産の価値が上がったことにより、動産及び後得財産共通制から後得財産共通制に改正される等、その時代の経済的な状況により、共通財産体の内容に変化があったということ、そして、女性の地位が向上したことにより、夫に掌握されていた共同体の管理権が少しづつ縮小され、ついには妻に

も認められるようになったということである。

4 日本における夫婦財産制

わが国の最初の夫婦財産制は、司法省明法寮における民法草案(明治5年)が規定した所得共通制であり(同草案597)，これは、フランス民法の条文を大幅に削減して、模倣したものである。ついで、左院民法草案(明治6年)においては、夫婦財産制に関する明確な規定はおかれていません。さらに、民法草案獲得編第2部第一草案(明治21年10月頃成立)は、夫婦財産契約の自由を認め(同1837条)，法定財産制として所得共通制を採用する(同1842条)。しかし、「共通財産ノ管理ハ夫ニ属ス」(同1862条)とされ、妻は共通財産の管理権だけでなく、特有財産の管理権をも剥奪されている(同1868条)。身分法第一草案が所得共通制を採用した理由としては、所得共通制が婚姻の本質に適し、定量し難い妻の家事労働をも評価する点等が挙げられている¹⁵⁾。

第一草案においては、戸主を中心とした家夫長制家族ではなく、夫婦、親子を中心とした婚姻家族が構想されていたが、旧民法が成立する過程において、戸主権、家督相続を支柱とする家夫長制家族が形成され、夫婦財産制もこの家夫長制的強化とともに、変質する。すなわち、旧民法財産取得編は「婦又ハ入夫ノ特有財産タルコトヲ証セサル財産ハ総テ夫又ハ戸主タル婦ニ属スルモノト看做ス」(同第435条)，「夫ハ婦ノ特有財産入夫ハ戸主タル婦ノ財産ヲ管理ス」(同第428条)と規定し、別産夫管理体制(管理共通制)を採用する。旧民法は、妻が特有財産を所有することを認めていたが、それに対する管理は全て夫に委ね、しかも、第一草案によって妻に与えられていた共通財産に対する半分の持ち分を否定し、婚姻中の所得はすべて夫(又は女戸主)に帰属せしめている(同第426条)。明治31年民法では、夫婦財産制に関する旧民法の原則がそのまま受け継がれている。

大正8年の臨時法制審議会が、「現行民法中我国古来ノ淳風美俗ニ副ハザルモノアリト認ム、其改正ノ要領如何」という諮問に答えて決議した「民法親族編中改正ノ要綱」は、実際には「家」制度とは背反するものであり、夫婦

財産制に関しても、明治民法の管理共通制を廃止し、完全別産制を採用している。

戦後新憲法24条において宣言された「個人の尊厳と両性の本質的平等」という理念に基づき、民法中第四編親族及び第五編相続が大幅な改正を受け、「家」制度が廃止された。両性の本質的平等の要請から妻の無能力が廃止され、法定夫婦財産制が、別産夫管理制（管理共通制）から別産別管理制に改められた。民法改正審議の過程の中で、婦人委員により妻の内助の功に報いるために、婚姻中に得た財産や夫婦のいずれかに属するか分明でない財産を夫婦の共有にすべき旨の推定規定をおくべきであるとか¹⁶⁾、あるいは婚姻中夫婦の協力で得た財産は共通財産とすべきものであるという主張が強くなされたが¹⁷⁾、採用されなかった。それに対して、離婚による財産分与について規定する第768条の成立過程において、GHQのブレークモアが、夫婦財産はつねに夫婦で二分すべきであり、これを裁判官の裁量に委ねるべきではないと強く主張し、そのことがこの条文の成立に影響を与えた。

夫婦の実質的平等を図るために、民法762条の解釈をめぐって、学説の争いが生じた。それらは、別産制を原則とする説¹⁸⁾、所得共通制と解する説¹⁹⁾、民法762条2項を拡張解釈して所得共通制に近づいたとする説²⁰⁾、組合法理に基づく説²¹⁾等がある。また、改正審議の過程から、我国の民法の夫婦財産制では、婚姻中の所得の共通制の問題は法定財産制の条文においてではなく、財産分与の条文の中で、婚姻解消後の問題として解決されたという見解がある²²⁾。

このようにさまざまな学説が提唱される中で、昭和55年5月9日第91回国会において「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」が成立した。この改正の背景には、1975年から始まった国連婦人の10年により、国際的な規模において婦人の地位向上のための運動が展開されるようになったこと、家族の実態が変化し、一夫婦当たりの子の数が減少し、また、核家族化が進行したこと、相続に関する国民の意識が変化し、配偶者の相続分を増加すべきであるという意見が多数を占めるようになったことがあげられる²³⁾。

この法律によって、相続分が改定され、配偶者相続分が引き上げられた。

審議過程において、我が国が法定夫婦財産制として採用している別産制を改め共通制にすべきか否かが検討され、昭和50年7月15日の法制審議会民法部会身分法小委員会中間報告においても、両論併記形式の論点整理がなされたが、夫婦財産制に関しては改正されなかった。

共通制を採用しなかった理由として、第三者との取引関係を考えた場合、不動産の登記と売買をどうするか、あるいは、夫の負担した債務が夫婦の共同の債務になるのか、さらに共通制を採用した場合の経過規定をどうするかなどの困難な問題が多く、複雑な規定を置かなければ処理できないこと、我が国には共通制の伝統がないこと、別産制は簡明という長所があり、妻が共働きをし自立するようになっていけば、別産制が実質的にも妥当ということになり、共通制は過渡的なものになること、共通制にするといつても、夫婦の共同生活中には、特別の違いはなく、別産制の下でも、離婚の場合には財産分与、相続の場合には配偶者相続権によって、妻の保護がはかられることがあげられている²⁴⁾。

しかし、このような立法的解決は、夫婦財産制、相続法における配偶者相続分、離婚の際の財産分与の規定との整合性を考えたものといえるだろうか。

民法762条の解釈についての通説は、夫婦の財産の帰属を三種類に分ける。第一は、名実ともに夫婦それぞれの所有のものであり、婚姻前から各自が所有したもの、婚姻中に一方が第三者を相続して取得したもの、それらの財産からの収益などであり、各自の装身具なども、これに属する。第二は、名実ともに夫婦の共有に属するものであり、共同生活に必要な家財・家具などは、夫婦の一方の収入または資産で購入したものでもこれに属する。第三は、名義は夫婦の一方に属するが実質的には共有に属するとなすべきものであり、婚姻中に夫婦が協力して取得した住宅その他の不動産、共同生活の基金とされる預金、株券などで夫婦の一方の名義となっているものである。そして、婚姻解消の場合には、第一のものは各自の所有とされ、配偶者の死亡の場合には遺産となり、離婚の場合には、相手方は、当然には、分け前を主張しないが、第二のものは、配偶者の死亡の場合にも、離婚の場合にも、他の配

偶者は、その持分について所有を主張でき、第三のものは、離婚の際には当然清算すべきであり、配偶者の死亡の場合にも、遺産から控除して他の配偶者に取得させるべきものである²⁵⁾。

論点を相続の問題に絞ると、民法900条の相続分の対象となる相続財産とは、762条の三種の財産のどの部分を示しているのであろうか。本来、この問題は遺産の範囲の確定の問題であり、遺産の前提問題として処理すべき事柄であると思われる²⁶⁾。しかし、相続によって夫婦の一方が他方の財産を承継する場合には、先ずもって共有財産上の共有持分を清算し、かかる後に、死亡配偶者の共有持分とその特有財産に対する生存配偶者の相続上の権利を確定するというようなことは、全く考えられないである。そこで、相続財産の実態や夫婦関係の実態を考えると、論理的には全く奇妙な処理が行われる結果になることについては既に別稿で検討した²⁷⁾。

また、財産分与を規定している民法768条は、分与の額及び方法を定める際の具体的な考慮事由が明らかではない。財産分与の要素としては、清算的要素、扶養的要素、慰謝料的要素があり、その中でも清算的要素が、今日もっとも重要であるという見解が通説であるが、その清算の基準が全く不明確である。1992年の中間報告は、その基準を明確にするため、財産形成に対する夫婦双方の寄与度を考慮すべきことを明示し、その割合は原則として2分の1ずつとすべきであるという意見を提出しているが、果たして、そのように画一的に2分の1と定めることが適當といえるであろうか。762条の通説的解釈に従えば、夫婦の財産には、第一の財産、すなわち、各自の所有とされ、相手方は当然には自己の持分を主張できないものもあれば、第二の財産、第三の財産のように、清算の対象となる財産もある。また、消極財産についてはどうに考えるのであろうか。

5 おわりに

本稿の冒頭において、今日では、国際婦人の10年等の影響を受けて女性の地位が格段に向上したということを述べた。しかし、実際には、まだまだ十

分とはいきれない。バブル経済崩壊後の不況の中、学生の就職に際して企業は特に女子の採用を押さえているし、夫婦別姓論がたけなわである今日においてさえも、現実には98パーセント近いカップルが夫の氏を夫婦の氏としている²⁸⁾。さらに、未婚女子が将来の結婚・出産・就業についてどのようなライフ・コースをイメージしているかを調査した厚生省人口問題研究所の調査結果をみると、結婚しないコースや結婚しても子どもを生まないコースを理想とするものは一割にも満たない少数派で、大部分が結婚して子どもを生み、そのうえでなんらかの形で就業するコースを考えており、理想のライフ・コースの一位は専業主婦コース、二位は再就職コースでこの二つで62パーセントを占める(表1)。ただ、実際になりそうな予定のコースでは専業主婦コースが大幅に後退し、半数近い女子が再就職コースを予想している(グラフ1)²⁹⁾。さらに再就職としてパートで働く場合が多いが、そのような妻の多くは「100万円の壁」をまもって働くほうが、配偶者控除によって夫たちの税金が安くなりトクであると考え、低賃金労働に甘んじている³⁰⁾。このような憂うべき現実的状況は、未だ、社会が十分に成熟しておらず、旧態依然とした意識、例えば男女役割分担論等が、残念ながら残存していることによる。そこで、現時点では、夫婦財産制に関して、主婦婚であろうとも、共稼ぎ婚であろうとも対応できるような制度が必要であろう。そのため、多種多様な価値観をもった夫婦に対応するために夫婦財産契約を利用しやすいように改正し、その利用を促進するための研究が進められている³¹⁾。それに加えて、法定夫婦財産制に関しても、何らかの手立てが必要であろう。そこで、イギリスで提唱されているパートナーシップ論、あるいは、我国でもその影響を受け考えられている組合論に目を向けるべきである。ここで言われるパートナーシップ、あるいは組合は、フランスにおける共同体(Communauté)という概念に非常に近いと思われる。ただ、大きく異なるのは、フランスにおける共通制は、共同体の共通財産、夫の固有財産、妻の固有財産について明確な区別をし、婚姻解消時における清算手続きについて、非常に詳細な規定を定めているのに対し、別産制におけるパートナーシップ論あるいは組合論

は、それらの点について、裁判所の自由裁量に任せているということである。日本における夫婦財産別産制が、この点をどのように克服するかが、今後の重要な課題となろう。

表1 未婚女子の理想と予定のライフコース

年 齢	総 数	非婚就業 継続コース	DINKS コース	両 立 コース	再就職 コース	専業主婦 コース	その他 不 詳
理想のライフコース							
総 数	100.0%(3,647)	3.3%	4.1%	19.3%	29.7%	32.5%	11.1%
20 ~ 24 歳	100.0 (1,783)	3.1	3.1	18.4	30.1	34.7	10.5
25 ~ 29 歳	100.0 (739)	2.8	5.3	21.7	28.1	29.6	12.4
30 ~ 34 歳	100.0 (247)	3.6	6.1	21.9	27.1	24.7	16.6
第9回調査	100.0%(2,695)	3.7%	2.7%	18.2%	31.0%	33.0%	11.4%
予定するライフコース							
総 数	100.0%(3,647)	9.5%	2.6%	14.7%	45.8%	19.2%	8.2%
20 ~ 24 歳	100.0 (1,783)	6.7	1.8	15.3	50.5	18.8	6.8
25 ~ 29 歳	100.0 (739)	11.2	2.8	16.2	42.1	16.5	11.1
30 ~ 34 歳	100.0 (47)	31.2	8.1	10.9	21.5	16.2	12.1
第9回調査	100.0%(2,695)	3.7%	2.7%	18.2%	41.5%	23.9%	10.6%

注：総数には18～19歳を含む。

ライフコースの定義は以下の通りである。

非婚就業継続コース：結婚せず就業を継続するライフコース

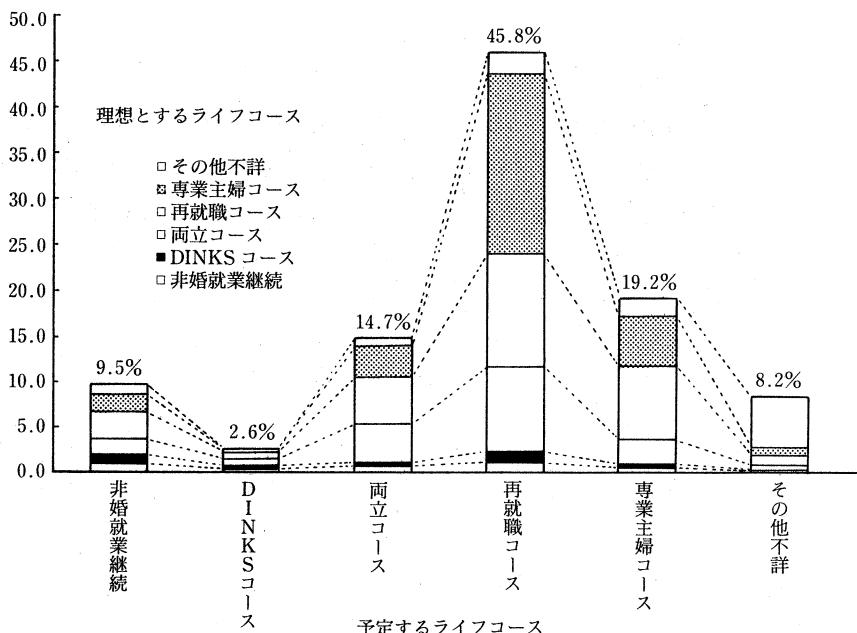
DINKS コース：結婚し、子どもを持たず就業を継続するライフコース

両立コース：結婚し、就業を継続しながら子どもを持つライフコース

再就職コース：結婚し、出産・育児期に一たん就業を止め、その後就業するライフコース

専業主婦コース：結婚後就業をしないライフコース

グラフ 1 女子の理想と予定ライスコースの違い



注

- (1) 田中英夫他著『外国法の調べ方』東京大学出版会 6 頁1986年。
- (2) 望月礼二郎著『英米法』青林書院 8 頁以下1989年。
- (3) 同上, 25頁以下。
- (4) 坂本圭右著『夫婦の財産的独立と平等』成文堂15頁1990年。
- (5) 同上, 16頁。
- (6) ニースの語源については、「…のために」という意味のラテン語 *ad opus* の後半部分からきたものとされる。つまり A に財産を譲渡するが, B のために管理・利用せよという趣旨の信託的財産譲渡の構成で, モン・ロー上は A に譲渡されるが, B のために管理すべきであり, 実質的には B が利益を受けるべきことが了解されていた (田中實著『信

託法入門』有斐閣 9 頁1992年)。

- (7) 坂本, 前掲書18頁。
- (8) 同上, 22頁。
- (9) 同上, 43頁。
- (10) 中世初期にいちはやく形成され, 12・13世紀に発達し, その後衰退の過程をたどったが, 百年戦争下に農村社会で復活した。個人は相互に共同関係を結んで外部の危機に抗し, かつ, 困難な生活の負担に堪えようとしたが, 共同体成員相互間には, 個別的家族構成員相互間の連帶性を形成する感情的・宗教的紐帯を欠くので, その存立は外部的諸条件に依存していた(有地亨著『家族制度研究序説』法律文化社208頁以下1996年)。
- (11) Planiol et Ripert, *Traité pratique de droit civil français*, t. 8, § 154 1925 ; Aubry et Rau, *Cours de droit civil français*, t. 5éd, par Bartin, 1916, § 505, note 5.
- (12) Marty et Raynaud, *Les Régimes Matrimoniaux*, 2éd, 1986, p.81.
- (13) 家族の法人化論, すなわち家団論については, 高橋朋子「カルボニエの家団論—特に夫婦別産制の家団的構成について」東京都立大学法学会雑誌第28巻 2 号33頁以下(1987年), 同「フランスにおける家団論の一考察——夫婦共通財産の団体性をめぐって」東海法学 2 号19頁以下(1988年), 同「近代フランスにおける伝統的家観念をめぐる家団論の展開(19世紀—20世紀初頭)」東海法学 3 号81頁以下(1989年)が詳細な考察をおこなっている。
- (14) これは, 夫婦間共同体の法的性質に関する議論における夫の所有権説である。この説を提唱したのは, Toullier, *Droit civil français*, t. 12, 5éd., n 72-86 である。その他には, 組合説, 法人格説, 不分割説, 合有説がある。
- (15) 石井良介編「民法草案獲得編第二部理由書」『明治文化資料叢書(第三卷法律編) (下)』162頁。

- (16) 柿原千代委員の発言、我妻栄編『戦後における民法改正の経過』日本評論社62頁1988年。
- (17) 村岡花子委員の発言、我妻編同書255、259～260頁。
- (18) 有泉亨『注釈親族法（上）』有斐閣221頁1950年、我妻栄＝立石芳枝『親族法・相続法』118頁、中川善之助『親族法（上）』青林書院237頁1957年、小室直人「夫婦の財産の区別」『家族法体系II』有斐閣258頁。
- (19) 高根義三郎「夫婦財産共有について」判時73。
- (20) 我妻栄『親族法』有斐閣102頁、103頁1961年、加藤栄一「夫婦の財産関係について——夫婦財産の利用関係を契機として——(1)(2)」民商46卷1号3頁・46卷3号82頁1962年。
- (21) 人見康子『現代夫婦財産法の展開』鳳舎214頁以下1970年。
- (22) 有地亨「夫婦財産制に関する一考察」法政研究32卷2 = 6号669頁以下。
- (23) 橘勝治「相続に関する民法の一部改正について」法曹時報第34卷3号15頁。
- (24) 加藤一郎「相続法の改正（上）」ジャリスト721号71頁。
- (25) 我妻・前掲書、102頁以下。
- (26) 遺産の範囲の確定を、家事審判手続で行ってもよいかどうかは問題であるが、最高裁大法廷判決1966年3月2日民集20卷3号360頁によつて、その合憲性は認められている。
- (27) 拙稿「生存配偶者の相続法上の地位に関する一考察——民法762条と900条の解釈論的検討から」九大法学第59号151頁以下。
- (28) 二宮周平著『家族法改正を考える』日本評論社16頁1993年。
- (29) 厚生省人口問題研究所「人口問題研究」第50卷第1号40頁1994年。
- (30) 全国婦人税理士連盟編『配偶者控除なんかいらない』日本評論社1994年参照。
- (31) しかし、夫婦財産契約の登記件数は、戦前（明治31年から昭和20年まで）、全国で368件であり、戦後（昭和21年から昭和54年まで）は69件

であり非常に少ない(佐藤良雄「夫婦財産契約」『家族法改正への課題』日本加除出版123頁1993年)。